

# 新型コロナウイルスに罹患した時

## 2022/8/1以降に感染が判明

PCR、その他の検査で陽性反応が生じた場合、補償の対象となります。

2022/8/1以降の診断の場合、療養証明書の提出は必要ありません。

検査機関発行の検査結果など、新型コロナウイルス陽性がわかる書類の提出で手続き可能です。

### ■ 補償内容について

新型コロナウイルス感染症に対する「Will」での感染補償（診断日：2022/8/1～）

■ 定額払いお見舞金 **15,000円**

### ■ 手続きの流れ

- ① 医療機関より発行されたCOVID-19陽性となった検査結果の通知は大切に保管してください。
- ② 手続管理のため、専用フォームより感染が判明した日を報告してください。  
<https://forms.gle/Hrf2gXh2EV4Du4qs8>  
※ 感染が判明した日によって手続きが変わります。
- ③ 保険会社への事故報告  
保険会社が指定する書式を学校用メールアドレスに送信します。  
必要事項をご記入の上、提出してください。
- ④ 感染見舞金の請求  
振込口座の指定など、感染見舞金の受領手続きを行います。  
この時に①の検査結果を添付する必要があります。
- ⑤ 感染見舞金の振込を確認する。  
④で指定した振込口座に、お見舞金が振り込まれますので確認してください。  
振込時期は感染状況（繁忙期）によりますが、3か月後程度の見込みです。

その他、ご不明点は学校までお問い合わせください。

加入保険 : **Will2** 一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will」  
<https://www.medic-office.co.jp/will/students/>

以上